

児童手当、乳幼児・子ども・高校生等医療証 の申請内容変更届について

【届書】



※該当する制度にチェックしてください。

児童手当 ① 乳幼児・子ども・高校生等医療証 申請内容変更届

交付印

〒 シンジユク タロウ 〇年 〇月 〇日

② 新宿 太郎 生年月日 〇〇年 〇月 〇日

※今回変更した(する)項目のみ記入してください。

③ 加入保険

被保険者氏名 新宿 太郎 職業 新宿 一郎

④ 住所変更

〒 新宿 区歌舞伎町1-4-1

⑤ 氏名変更

四谷 太郎

⑥ 振込先変更

〒 シンジユク タロウ

※処理欄

児手	<input type="checkbox"/>						
医	<input type="checkbox"/>						

申請内容を変更する場合、変更届の提出が必要で
す。下記の内容に変更があった場合、必要箇所に記入
のうえ早めにお届けください。

なお、届書のほかに添付書類が必要な場合がありま
す。

不明な点等ありましたら、子ども家庭課子ども医
療・手当係にお問い合わせください。

《 届出が必要な変更 》

- ◆ 加入している健康保険(年金)の変更
- ◆ 住所の変更
- ◆ 氏名の変更
- ◆ 登録口座の変更

※申請(請求)者が変わる場合は、「児童手当 認定請求書 乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申
請書(保護者変更)」を使用してください。《例》生計維持が、子の父から子の母に移った等

注:児童手当に関しては別途「受給事由消滅届」が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせ
ください。

【記入にあたっての注意点】

- ① 申請内容を変更する制度にチェックを入れてください。
- ② 児童手当 ⇒ 現在手当を受けている方
乳幼児・子ども・高校生等医療証 ⇒ 医療証に記載されている保護者の方
の氏名・生年月日を記入してください。

以下は、今回変更した(する)項目のみ記入してください。

※各項目の頭にチェックする箇所があります。変更した(する)項目にチェック「✓」をしてください。

③ **加入保険(年金)に変更があった場合**

加入保険欄にチェックを入れ、変更後の健康保険内容を記入します。

加入する健康保険を変更した児童の氏名を記入します。

加入する年金の変更は、職業欄で確認します。

ア 社会保険加入者(会社に雇用されている者)は、被用者に○をつけます。

外国籍の方等で、日本の年金に加入していない場合は、ウの被用者等でない者に○をつけます。

イ 公務員の方は、勤務先を記入します。公務員職場に該当するかどうかを判断するのに必要です。

ウ 専業主婦やパートなどで社会保険の被扶養者や国民年金に加入している自営の方等、及び日本の保険に加入していない方は、被用者でない者に○をつけます。

※被保険者と児童の保険証(資格確認書、資格情報のお知らせ等を含む)のコピーを添付してください。

④ **住所に変更があった場合**

住所変更欄にチェックを入れ、変更後の住所を記入します。

《児童手当》

・受給者(保護者)の住所変更 新宿区内のみ届出が必要です。新宿区外へ転出された方は、新宿区での受給資格はなくなります。転出先で再度手続きが必要です。

・配偶者や児童のみの住所変更 新宿区内・区外を問わず、届出が必要です。

《乳幼児・子ども・高校生等医療証》

・受給者(保護者)の住所変更 新宿区内の場合、届出が必要です。新宿区外の場合、保護者の変更手続(別紙)が必要になります。

・児童のみの住所変更 新宿区内の場合、届出は不要です。新宿区外の場合、新宿区での受給資格はなくなります。医療証をお返しください。

⑤ **氏名に変更があった場合**

氏名変更チェックを入れ、変更後の氏名を記入します。

※受給者(保護者)の氏名に変更があったときは、「振込先変更(⑥)」も必要となります。

⑥ **登録口座に変更があった場合**

振込先変更チェックを入れ、変更後の振込先を記入します。

※一部振込先にご指定いただけない金融機関があります。

また、振込口座の口座番号及び口座名義は金融機関で登録したとおり、はっきりと記入してください。口座名義が1文字でも違っていると振り込みできません。支払いが遅れる原因になりますので、注意してください。※金融機関の統合等による店名変更は、口座番号の変更がなければ特に届出

の必要はありません。

《児童手当》

振込口座は、受給者名義の口座に限ります。配偶者、児童の口座に振り込むことはできません。

※口座振込変更届の締め切りは毎月20日です。締切日までに子ども医療・手当係に届いたものが翌月から変更されます。提出日に注意してください。

《乳幼児・子ども・高校生等医療証》

原則受給者名義の口座をご指定ください。配偶者名義を指定する場合、委任状（別紙）が必要となります。なお、児童の口座は指定できません。

※委任状は新宿区の子ども医療費助成のホームページから印刷できます。

お問合せ先

新宿区子ども家庭部子ども家庭課
子ども医療・手当係

TEL 03-5273-4546 【直通】

FAX 03-3209-1145

